

(別紙 1)

林業就業移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 多治見市林業就業移住支援事業に関する報告及び立入調査について、多治見市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、多治見市林業就業移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額を返還します。
  - (1) 林業就業移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合
  - (2) 林業就業移住支援金の申請日から 5 年以内に多治見市以外の市区町村に転出した場合
  - (3) 林業就業移住支援金の申請日から 3 年以内に林業就業移住支援金の要件を満たす職を辞した場合
  - (4) 居住、就業の実態がないことが明らかになった場合